

身体拘束適正化のための指針（障害者）

法人名 一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ

事業者名 訪問介護ステーションこみせん

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援の実施に努める。

2. 身体拘束の原則禁止

当事業において、原則として身体拘束及びその他の行動制限をしません。

3. 身体拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性…利用者本人の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性…身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無い場合
- ③ 一時性…身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

4. 日常的支援における留意事項

身体拘束を行わないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、^{*}身体拘束適正化委員会において検討する。 *6.参照

- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族(身元引受人)、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示する。

6. 身体拘束適正化委員会等の組織に関する事項

当事業所は、身体拘束適正化のための検討委員会として、「身体拘束適正化委員会」(以下、委員会)を設置する。

(1) 委員会の組織

委員会の構成員は、管理者(委員長)が任命し必要に応じて委員会を招集する。

- (2) 委員会は、委員長の招集により、6ヶ月に1回以上の間隔で開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

(3) 委員会における検討事項

- ① 事業所内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善について
- ② 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束適正化に関する職員全体への指導

(4) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行う。

- ① やむを得ず身体拘束を行う場合は委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者が利用者、ご家族等に対する説明書を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シートを用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④ ③の記録と再検討の結果、身体拘束等を続ける必要な亡くなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合利用者、家族等に報告する。

7. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化を図るため、介護職員その他職員に対する職員研修を年1回実施する。また、虐待防止に関する職員研修と同時に開催する。

(1) 研修記録

委員会は、研修実施ごとに研修資料等をファイルし保存する。

介護職員等は、研修報告書を提出する。

(2) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底を図るため、研修開催日、時間帯等について委員会で検討し、参加向上に努める。欠席者には後日個別に対応し、研修報告書を提出してもらう。

研修終了後は、その内容や研修効果について振り返り、次回の研修に活かす。

8. 附則

令和4年4月1日より施行

令和5年8月24日 改定

令和6年5月21日 改定

令和7年1月6日 改定

令和7年9月1日 改定